

重度心身障がい(知的障がい)者認定診断書

(ふりがな)			
氏名	男・女	生年月日	年 月 日(歳)
住所		医師がはじめて知的障がいとして診断した日	年 月 日
知的障がいの現症	教育歴	1 未就学 2 養護学校 3 特別支援学級 4 通常の学級	
	身体障がいの種類	視覚 聴覚 平衡機能 音声・言語又はそしゃく機能 肢体不自由 心臓・腎臓・呼吸器機能 ぼうこう又は直腸機能 小腸機能 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能 肝臓機能	
	障がいの程度	身障手帳 有・無	等級(級)
	日常生活の介助の必要度	1 身辺処理 (1)食 事 (①全介助 ②半介助) (2)排 泄 (①全介助 ②半介助) (3)入 浴 (①全介助 ②半介助) (4)衣服の着脱 (①全介助 ②半介助) 2 言語と社会的行動 (1)火、刃物を扱えない。 (2)簡単な家事手伝いができない。 (3)留守番ができない。 (4)こみいった会話ができない。 (5)買物ができない。	
	知能障がい	知能指数(IQ)、テスト方式()、測定不能	
	総合診断	重 度 中 度 軽 度	
上記のとおり診断します。			
年 月 日			
病院又は診療所の名称 所 在 地			
診療担当科名		医師名	印

お 願 い

1 重度身心障がい者医療給付事業の助成の対象となるものは、「重度の知的障がい者(児)」と、身体障害者手帳1級、2級又は3級(心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害に限る。)の交付を受けた者に限ります。この診断書は、知的障がい者(児)の診断にのみ使用してください。

2 診断書のうち、重度とは、知能指数がおおむね35以下、なお、知的障がいと肢体不自由、盲、ろうあ等の障がい有する者(障害等級1～3級)については、おおむね50以下であって、次のいずれかに該当するものです。

ア 日常生活における基本動作(食事、排泄、入浴、着脱衣等)が困難であって、個人的指導及び介助を必要とするもの。

イ 失禁、異食、興奮、多寡動その他の問題行動を有し、常時注意と指導を必要とするもの。

3 知的障がいの障がい程度の各状態像を、おおむね次のようにとらえております。

	身辺処理	意思交換	文字・数などの理解	社会的行動	作 業
重度	身のまわりの始末をするのに他人の助けがいる。あるいは大雑把にはできるが不十分。	単純な意思表示あるいはごく簡単な日常会話しかできない。	全くわからないが、自分の姓名が読み書きできる程度。数なら10前後数えられる程度。	集団参加が難しいか、あるいは、指示されればなんとかできる。	上限は、授産的な場での単純作業ができる。
中度	身のまわりの始末は自分でできるが時・所・場合に応じた配慮はうまくできない。	限られた範囲での日常会話はできる。	平仮名の読み書き、簡単な加減算程度ができる。	簡単な社会生活のきまりが理解できる。	上限は、訓練によって就労できる。
軽度	時・所・場合に応じた配慮もある程度できる。	日常会話はできるが、こみ入った話は難しい。	簡単な読み書きや金銭計算ができる。	簡単な社会生活のきまりに従って行動できるが、事態の変化にはうまく対応できない。	上限は、単純作業を中心とした職業につき、経済的な自立ができる。